

告 示

埼玉県告示第九百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成三十年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八―八三〇―五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

一	番号		
東松山	都市計画 区域名		
東松山市 滑川町 嵐山町 吉見町	市町村名		
区域区分	都市計画の 種類及び名称		
平成三十年十月十六日午後二時から	期日及び時間	公聴会	
嵐山町役場町民ホール	場所		
平成三十年九月四日から平成三十年九月十八日まで	提出期間	公述申出書	
埼玉県都市整備部都市計画課、東松山市都市計画課、滑川町建設課、嵐山町まちづくり整備課、吉見町まち整備課	提出先		
平成三十年九月四日から平成三十年九月十八日まで	閲覧期間	都市計画の構想	
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県東松山土整備事務所、東松山市都市計画課、滑川町建設課、嵐山町まちづくり整備課、吉見町まち整備課	閲覧場所		

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

- * 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意
- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
 - (2) 楷書で、横書きにしてください。